

# 資 產 公 開 制 度



## 【資産公開制度】

### 資産公開制度のあらまし

この制度は、政治倫理の確立のための川崎市長等の資産等の公開に関する条例（平成5年条例第35号）及び政治倫理の確立のための川崎市議会の議員の資産等の公開に関する条例（平成5年条例第36号）並びに川崎市資産公開等審査会条例（平成5年条例第37号）に基づいて行われています。制度の概要は、次のとおりです。

なお、政治倫理の確立のための川崎市議会の議員の資産等の公開に関する条例の運営等については、議会事務局が所管しています。

### 1 資産公開制度の目的

政治倫理の確立のため、市長、助役及び収入役並びに市議会議員の資産等を自ら公開することによって、市民の信頼の確保とより開かれた市政の実現を図り、もって公正で民主的な市政の健全な発達に資することを目的としています。

さらに、制度の一層の充実を図るため、資産公開等審査会を設置し、本制度への市民の参加を確保するとともに、政治倫理に対する市民の監視を具体化しています。

### 2 資産公開制度の仕組み

#### （1）制度の対象となる人

市長、助役及び収入役並びに市議会議員です。

#### （2）対象となる報告書

##### ア 資産等報告書

任期開始の日現在の土地、建物、預・貯金、有価証券、自動車・美術工芸品（取得価額が100万円を超えるもの）、貸付金、借入金などの資産等

##### イ 資産等補充報告書

任期開始の日後、毎年新たに有することとなった資産等で12月31日現在のもの

##### ウ 所得等報告書

主な内容は、総所得金額及び山林所得金額に係る各種所得の金額などの前年1年間の所得等の金額

##### エ 関連会社等報告書

4月1日において報酬を得て会社その他の法人の役員・顧問その他の職についている場合には、名称、住所、職名

#### （3）閲覧手続と場所

##### ア 閲覧できる人

何人も閲覧及び写しの交付を請求できます。ただし、写しの交付は作成に要する費用がかかります。

##### イ 閲覧の手続

閲覧場所で用意した閲覧請求票に必要な事項を記入することにより閲覧できます。

##### ウ 閲覧の場所

市長、助役及び収入役の資産等報告書等は、行政情報課で閲覧できます。

市議会議員の資産等報告書等は、議会事務局で閲覧できます。

## エ 閲覧の時間

月曜日から金曜日まで（休日を除く。）午前8時30分から午後5時（正午から午後1時までを除く。）です。

### 3 資産公開等審査会制度の仕組み

資産等報告書等の内容に疑義がある場合は、審査の申出ができます。

#### (1) 申出のできる人

市内に在住している市民の方に限ります。

#### (2) 申出の方法

審査申出書に住所、氏名を記入し、押印のうえ、疑義の存在を推知させる資料（登記簿謄本の写し、各種証明書の写し、写真など）を添えて申出ができます。

#### (3) 申出先

ア 市長、助役及び収入役の報告書に関するものは、市長（行政情報課）に申出ができます。

イ 市議会議員の報告書に関するものは、議長（議会事務局）に申出ができます。

#### (4) 資産公開等審査会

市議会の同意を得て委嘱した学識経験者及び市民代表7人以内で構成された委員により審査します。

#### (5) 審査の結果

審査の結果は、申出を受けた市長又は議長から通知します。また、審査の結果は、一般の閲覧に供します。

## 資産公開制度の運営状況

### 1 市長等の資産等報告書等の公開状況

平成16年度の公開状況は、次のとおりです。

閲 覧 開 始 日	報 告 者	報 告 書 名	基 準 日	閲 覧 者 数
平成16年6月30日	市 長 助 役	資産等補充報告書	平成15年12月31日	0人
		所得等報告書	平成15年分	
		関連会社等報告書	平成16年4月1日	
	助 役	資産等補充報告書	平成15年12月31日	
		関連会社等報告書	平成16年4月1日	
	収 入 役	関連会社等報告書	平成16年4月1日	0人
	前収入役	資産等補充報告書	平成15年12月31日	0人
		所得等報告書	平成15年分	
平成16年9月8日	収 入 役	資産等報告書	平成16年4月1日	0人

### 2 市議会議員の資産等報告書等の公開状況

平成16年度の公開状況は、次のとおりです。

閲 覧 開 始 日	報 告 者	報 告 書 名	基 準 日	閲 覧 者 数
平成16年6月30日	議 員	資産等補充報告書	平成15年12月31日	0人
		所得等報告書	平成15年分	
		関連会社等報告書	平成16年4月1日	

### 3 資産公開等審査会の開催状況

平成16年度には、審査の申出がないことから、資産公開等審査会は開催されませんでした。



# 会 議 公 開 制 度



## 【会議公開制度】

### 会議公開制度のあらまし

この制度は、川崎市審議会等の会議の公開に関する条例（平成11年条例第2号）に基づいて行われています。制度の概要は、次のとおりです。

#### 1 会議公開制度の目的

審議会等の会議を公開することにより、透明かつ公正な会議の運営を図り、市民の市政に対する理解を深め、もって市民の知る権利の確保に資するとともに、開かれた市政の実現を一層推進することを目的としています。

#### 2 会議公開制度の仕組み

##### (1) 対象会議

市民、学識経験者等をその構成員として設置される次の会議

ア 附属機関の会議（地方自治法第138条の4の規定に基づき設置されたもの）

イ 附属機関に準ずる機能を持つ機関の会議（市の事務事業について審査、研究等を行うため、要綱等により市長その他の執行機関に設置された審査会、研究会、委員会等）

##### (2) 会議の公開・非公開

審議会等の会議は、原則として公開とします。ただし、不服申立て、苦情、あっせん及び調停に係る会議は、非公開とします（不服申立て、苦情に係る口頭審理等については、当該申立人から、あっせん、調停に係る口頭審理等については、当該当事者の双方から公開の申立てがあった場合は、公開することができます。）

また、審議の内容が非公開事項に該当する場合は、会議の一部又は全部を非公開とすることができます。

非公開事項：「個人に関する事項」「法人に関する事項」「審議、検討又は協議に関する事項」「事務又は事業に関する事項」「公共の安全等に関する事項」「法令秘事項」

##### (3) 公開・非公開の決定

公開・非公開は、各審議会等が会議に諮って議題ごとに決定します（公開の会議、一部非公開の会議、非公開の会議があります。）

##### (4) 会議開催の事前公表

###### ア 公表時期

会議の公開・非公開を問わず、会議開催日の1週間前までに公表します。

###### イ 公表事項

会議の名称、開催日時、場所、議題、傍聴の可否、傍聴定員、非公開理由等

###### ウ 公表の方法

「会議開催のお知らせ」をファイルし、区役所・支所（9ヶ所）、公文書館、情報プラザに配架するとともにインターネットに掲載します。

(5) 傍聴

ア 何人も傍聴できます。

イ 傍聴希望者が傍聴定員(原則10人)を超えた場合は、先着順によります。ただし、先着順により難しいときは、抽選によることができることになっています。

ウ 傍聴者は、遵守事項を守り、会長の指示に従い、静穏に傍聴しなければなりません。

エ 傍聴者による録音、ビデオ撮影は、禁止です。ただし、写真は、会長の許可を得ることとしています。

(6) 会議資料の配布等

ア 傍聴者には審議の内容が分かるよう会議資料を配布します。ただし、資料が大部のもの、高額なもの等の場合は、会議の場所に配置し、傍聴者の閲覧に供することとしています。

イ 資料の内容が情報公開条例の非公開文書にあたる場合は、配布しません。

(7) 会議録

ア 会議の公開・非公開にかかわらず会議録を作成することとなっています。

イ 会議録は、委員の確認を得るものとしています。

ウ 会議録の写しは、会議開催の日から1ヶ月を目安に公文書館、情報プラザに配架し、閲覧に供します。配架の期間は、会議を開催した日の属する年度の翌年度の末日までです。

(8) 会議公開運営審議会の設置

この制度の適正かつ円滑な運営を推進するため、市民代表と学識経験者からなる会議公開運営審議会(委員7人以内で構成)を設置しています。

(9) 特別な定めがある場合の取扱い

会議の公開等について、法令に特別な定めがあるときは、その定めによることとしています。

## 会議公開制度の運営状況

### 1 対象となる審議会等の数

(単位：会議)

審議会等の数	262
--------	-----

(内 訳)

公開とした会議	221
一部非公開とした会議	14
非公開とした会議	27

【全審議会等の内、公開及び一部非公開会議の占める割合】

(公開会議数 + 一部非公開会議数) ÷ 審議会等総数 = 89.7%

### 2 会議の開催状況

(単位：回)

開催延べ数	1,891
-------	-------

(内 訳)

公開とした会議	604
一部非公開とした会議	17
非公開とした会議	1,270

【開催延べ数の内、公開及び一部非公開会議の占める割合】

(公開開催数 + 一部非公開開催数) ÷ 開催延べ数 = 32.8%

非公開で行われる介護認定審査会(1,079回)を除いた場合 76.5%

### 3 傍聴の状況

傍聴人の延べ数	1,283 人
傍聴があった審議会等の数	47 会議



# 情報提供制度



## 【情報提供制度】

### 1 情報提供制度の概要

情報提供制度とは、情報公開制度とともに車の両輪として、市民との情報共有を目指すための制度です。

平成16年12月22日に市民自治の確立を目的に公布された「川崎市自治基本条例（平成17年4月1日施行）」においても、情報共有を自治運営の基本原則の1つに掲げ、本市が市民生活に必要な情報を市民に積極的に提供すること、その提供に当たっては、分かりやすく、かつ、適時に行うことが定められています。

また、同条例では、今後は、制度面から情報共有の構築を図るだけでなく、広報活動、広聴活動、シティセールス活動等の行政の諸活動の面、市民参加や市民との協働の面、そしてIT社会への対応など、共有の実効性をより高めるための創意工夫が重要であることから、情報共有の手法等の整備を図るよう規定しています。

これまで、本市が作成した刊行物をはじめ、国や他の自治体が作成した川崎市に関する情報の掲載された刊行物、さらには郷土史に関する資料などを収集し、情報プラザ（第3庁舎）、市政資料室（公文書館）、市政資料コーナー（各区役所）、統計資料室（本庁舎）及び労働資料室（労働会館）等での提供や、本市ホームページ（<http://www.city.kawasaki.jp/>）での、市の事業概要やお知らせ、施設案内、行政手続案内などの提供を推進しておりますが、それらに加え、所管課が保有する情報を当該所管課長の判断により提供することを、一層求めるものです。

### 2 情報提供の推進

市民から反復して求められる情報、公文書の開示請求件数が多い情報、そして開示する書式が一律であるなど定型的な情報については、簡易な手続で当該情報が記載された文書を閲覧または写しの交付が行えるよう推進しています。その例としては、各区役所建築課が要綱に基づき実施している建築計画概要書等の複写サービスがあげられます。



## 川 崎 市 の 情 報 公 開

平成17年7月

編集・発行

川崎市総務局情報管理部行政情報課

〒210 - 8577 川崎市川崎区宮本町1番地

電 話 044(200)2107

FAX 044(200)3751

